

◎新潟県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟安田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市窪川原字鮫面21番1から	新	(A) 11.0～34.8メートル	161.8メートル
		(B) 10.0～34.8メートル	164.8メートル
同市京ヶ島字居前1326番1まで	旧	(A) 10.8～25.0メートル	157.4メートル
		(B) 9.8～25.0メートル	162.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。